

双葉町の営農再開に向けて

1. 現状

・避難指示解除された区域の除染後農地は、営農再開を前提に、6地区で保全管理が行われています。

・保全管理の事業期間は、原則避難指示解除後3事業年度です。

・上羽鳥地区では「基盤整備事業」、下羽鳥・長塚地区では「ほ場整備事業」に取り組み中です。

・下羽鳥地区などで個人農業者と農業法人により、一部農地でブロッコリーの作付が始まっています。

2. 今後の方針

除染後農地の保全管理事業の実施を令和6年度までとし、令和7年度から避難指示解除区域内での農地の営農再開を進めていきます。

3. 今後の取組の考え方

- ・各地区で**地域計画(将来の農地利用を考える計画)**を策定することが必要になります。
- ・今後は農業者がますます減少していきます…
- ・現在、数社の農業法人から、双葉町への参入の相談があります。



- ・地元の農業者による営農組織の立ち上げと営農再開に期待しています。
- ・地権者の皆さんと地元営農組織や農業法人との農地の賃貸借のマッチングを進めていきます。
- ・地元から土地改良事業の要望があった場合や、農地の賃貸借で、農地中間管理事業を活用する場合など、今後の補助事業を活用していくには、担い手の選定と地区のこれからの農業をどうしていくのかを明確にする必要があります。
- ・**地元で守り続けてきた大事な農地を、次世代に引き継ぐためにも、地元の話し合いにより、地域計画づくりを進めていきましょう!**